

6.2 悪臭

6.2.1 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。
- ・プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。
- ・ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。
- ・焼却炉稼働時には、ごみバンク内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・ごみバンク内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。
- ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンク内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンク室の気積に見合ったものとすることにより、脱臭能力を確保する。
- ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。
- ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理を行い、公共下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出する。



6.2.2 評価の結果

(1) 工事の完了後

ア 施設の稼働に伴う臭気（敷地境界）

予測結果は、敷地境界において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「東京都環境確保条例」という。）に定める規制基準（臭気指数12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-1 敷地境界の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
計画地敷地境界	<10	12

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第二種区域における敷地境界線での値である。

イ 施設の稼働に伴う臭気（煙突等気体排出口）

予測結果は、煙突等気体排出口において、それぞれ評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-2 煙突等気体排出口の評価結果

評価対象	臭気排出強度 (m ³ N/min)	
	予測結果	規制基準
焼却設備	5.3 × 10 ⁵	2.6 × 10 ⁸
脱臭装置（出口）	1.5 × 10 ⁵	4.1 × 10 ⁷

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。

ウ 施設の稼働に伴う臭気（排水水）

予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数13であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（臭気指数28）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-3 排水水の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
排水水	13	28

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第3号規制基準を示し、計画施設が該当する第二種区域における排水水の値である。

6.3 騒音・振動

6.3.1 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

ア 工事の施行中

- ・ 工事用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 計画地の敷地境界(北東側においては、緩衝緑地内)に仮囲い(高さ3m)を設置する。

イ 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 工場設備は原則として、屋内に設置する。また、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。

(2) 予測に反映しなかった措置

ア 工事の施行中

- ・ 既存施設の工場棟解体時には全覆い仮設テント等を設置し、建物全体と建設機械を覆う。
- ・ 工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。
- ・ 建設機械は点検及び整備を行い、良好な状態で使用し、騒音・振動の発生を極力少なくするよう努める。
- ・ 建設機械類の配置については1か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。
- ・ 作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。特に、工事用車両の搬出入については、特定の時間に集中しないよう計画する。また、早朝、夜間作業及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。
- ・ 資材の搬入、建設発生土の搬出に際しては、車両の走行ルートへの限定、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。
- ・ 計画地周辺の住宅、学校、保育所、福祉施設等への影響を配慮し、適切な防音対策を講じる。

イ 工事の完了後

- ・ 騒音対策が必要な機器(ボイラ用安全弁等)には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。
- ・ ごみ収集車両等の走行については、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起を徹底する。
- ・ ごみ収集車両等の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底する。
- ・ 振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。

6.3.2 評価の結果

(1) 工事の施行中

ア 建設機械の稼働に伴う騒音

各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「騒音規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を下回る。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-1 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		騒音レベル(dB)	
						予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	煙突解体、掘削	39 か月目	③	敷地境界南側	76	85 ^{注1)}
(2)	く体・プラント・外構工事	建方、据付、盛土	65 か月目	②	敷地境界東側	69	80 ^{注2)}

注1) 39か月目の規制基準・勧告基準は、「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。

注2) 65か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

イ 建設機械の稼働に伴う振動

各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を下回る。

さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-2 建設機械の稼働による振動の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		振動レベル(dB)	
						予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	煙突解体、地下部解体、掘削	30 か月	②	敷地境界東側	68	75 ^{注1)}
(2)	く体・プラント・外構工事	建方、据付、盛土	65 か月	①	敷地境界北側	68	70 ^{注2)}

注1) 30か月目の規制基準・勧告基準は、「振動規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を示す。

注2) 65か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

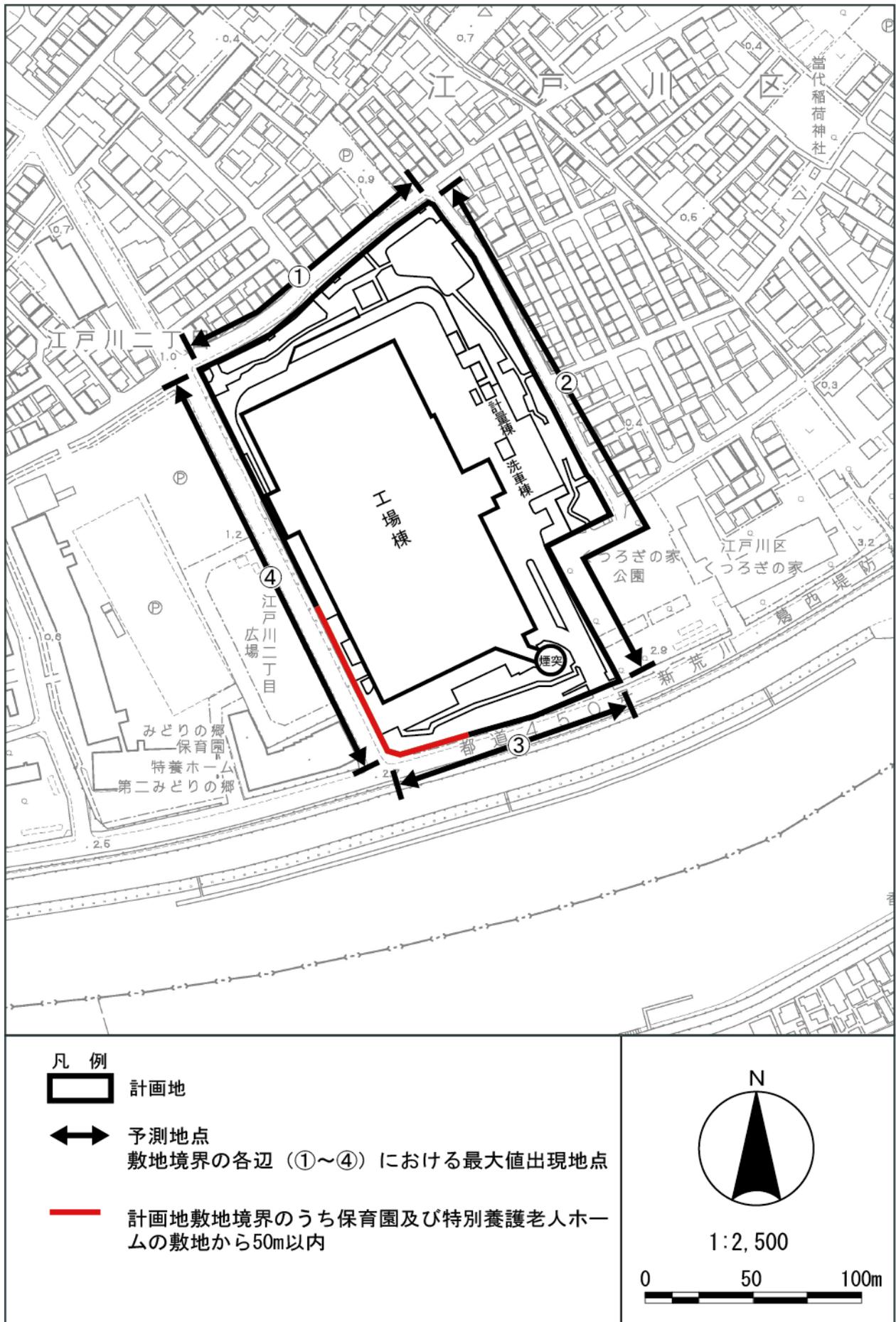


図 6.3-1 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音・振動予測地点

ウ 工事用車両の走行に伴う騒音

予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（4 地点）において、全ての地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-3 工事用車両の走行に伴う騒音の評価結果（道路端）

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
		現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
1	江戸川小学校付近	67	-0.5※	67	70
2	そよかぜひろば西	66	-0.6※	66	70
3	下鎌田東小学校前	61	-0.8※	60	65
5	柴又街道	58	-0.1※	58	70

注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注4) ※は予測結果が現況調査結果を下回ることを示す。これは、現況調査結果には現況ごみ収集車両等の影響が含まれており、この影響を除いてから工事用車両の影響を加えたためである。

エ 工事用車両の走行に伴う振動

予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（4 地点）において、全ての地点で評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-4 工事用車両の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル L_{10}							
		現況調査結果		現況調査結果に対する振動レベルの増加分		予測結果		規制基準	
		時間区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
1	江戸川小学校付近	58	49	0.1	0.6	58	50	60	55
2	そよかぜひろば西	49	38	0.2	0.6	49	39	60	55
3	下鎌田東小学校前	37	38	0.0	0.9	37	39	55	50
5	柴又街道	40	32	0.1	1.5	40	33	60	55

注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 昼間の予測結果は、8時～19時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注4) 夜間の予測結果は、7時～8時の振動レベルを示す。

注5) 地点3の規制基準については、学校から50m区域内の地点であるため、「東京都環境確保条例」の規定より5dBを減じている。

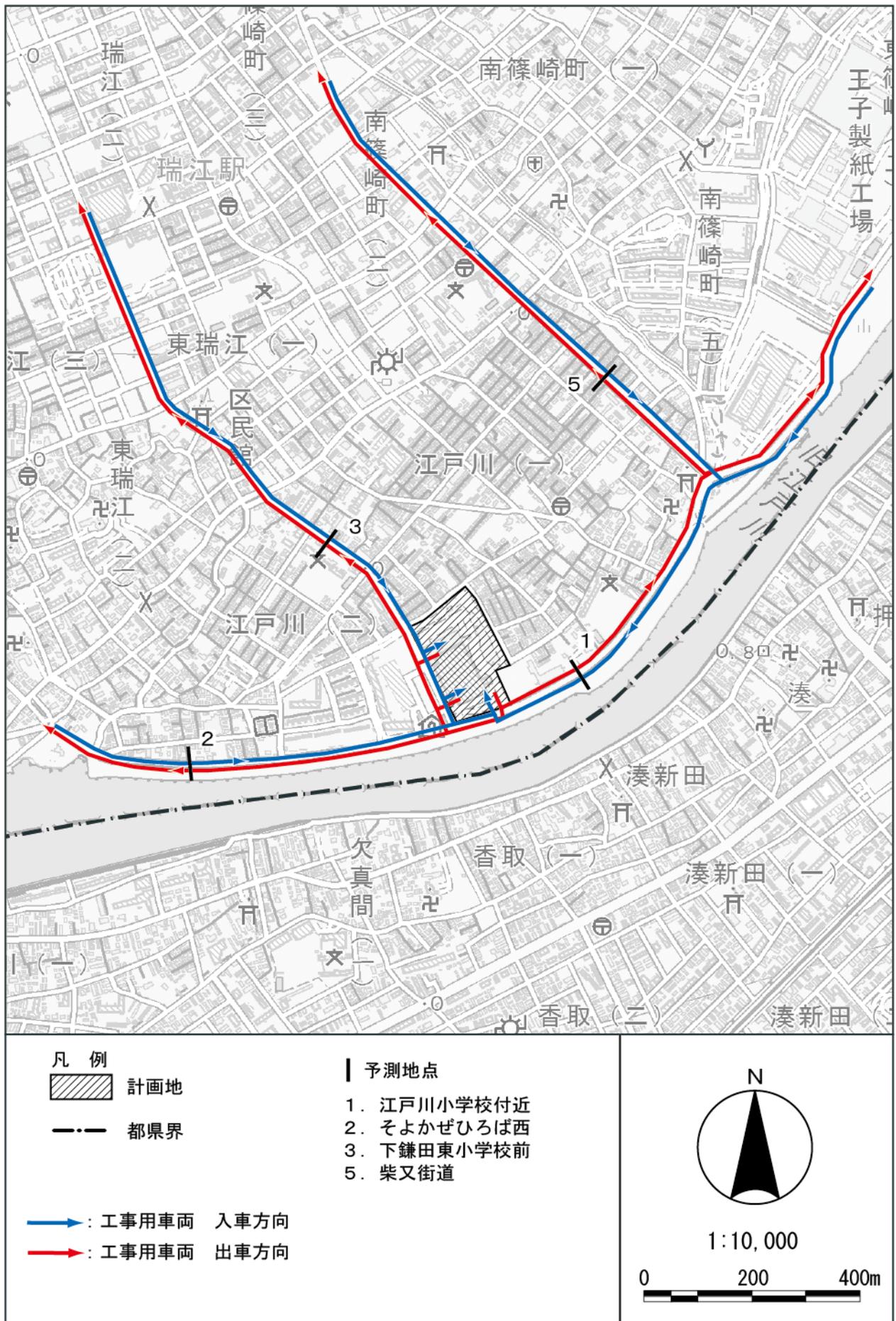


図 6.3-2 工事用車両の走行に伴う騒音・振動予測地点

(2) 工事の完了後

ア 施設の稼働に伴う騒音

予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を下回る。

さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-5 施設の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

予測地点		騒音レベル (dB)					
		時間区分	予測結果		規制基準		
			昼間	朝・夕・夜間	昼間	朝・夕	夜間
①	敷地境界北側	31	31	60	55	50	
②	敷地境界東側	42	42	60	55	50	
③	敷地境界南側	42	42	60(55※)	55(50※)	50(45※)	
④	敷地境界西側	41	41	60(55※)	55(50※)	50(45※)	

注1) 表中の規制基準は、「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。
 注2) ※は、保育所、特別養護老人ホームの敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。
 注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。
 注4) 時間区分：朝6時～8時、昼間8時～20時、夕20時～23時、夜間23時～6時

イ 施設の稼働に伴う振動

予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を下回る。

さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-6 施設の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界）

予測地点		振動レベル (dB)				
		時間区分	予測結果		規制基準	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	敷地境界北側	44	44	65	60	
②	敷地境界東側	50	50	65	60	
③	敷地境界南側	48	48	65(60※)	60(55※)	
④	敷地境界西側	52	52	65(60※)	60(55※)	

注1) 表中の規制基準は、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。
 注2) ※は、保育所、特別養護老人ホームの敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。
 注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。
 注4) 時間区分：昼間8時～20時、夜間20～8時

ウ ごみ収集車両等の走行に伴う騒音

予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（5地点）のうち4地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。1地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.0dBであり、現況と同程度と予測される。

ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-7 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価結果（道路端）

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
		現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
1	江戸川小学校付近	67	0.0	67	70
2	そよかぜひろば西	66	0.0	66	70
3	下鎌田東小学校前	61	0.0	61	65
4	篠崎街道	<u>66</u>	0.0	<u>66</u>	65
5	柴又街道	58	0.0	58	70

- 注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。
 注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。
 注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。
 注4) 下線部は、環境基準超過を示す。
 注5) 「ごみ収集車両等」は、江戸川清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

エ ごみ収集車両等の走行に伴う振動

予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端（5地点）において、全ての地点で評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。

ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-8 ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル L_{10}			
		現況調査結果	現況調査結果に対する振動レベルの増加分	予測結果	規制基準
		時間区分	昼間	昼間	昼間
1	江戸川小学校付近	58	0.0	58	60
2	そよかぜひろば西	50	0.3	51	60
3	下鎌田東小学校前	39	0.5	40	55
4	篠崎街道	54	0.0	54	65
5	柴又街道	40	0.0	40	60

- 注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。
 第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時 予測地点1～3、5
 第二種区域 昼間：8時～20時、夜間：20時～8時 予測地点4
 注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。
 注3) 昼間の予測結果は、8時～17時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。
 注4) 「ごみ収集車両等」は、江戸川清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。
 注5) 地点3の規制基準については、学校から50m区域内の地点であるため、「東京都環境確保条例」の規定より5dBを減じている。

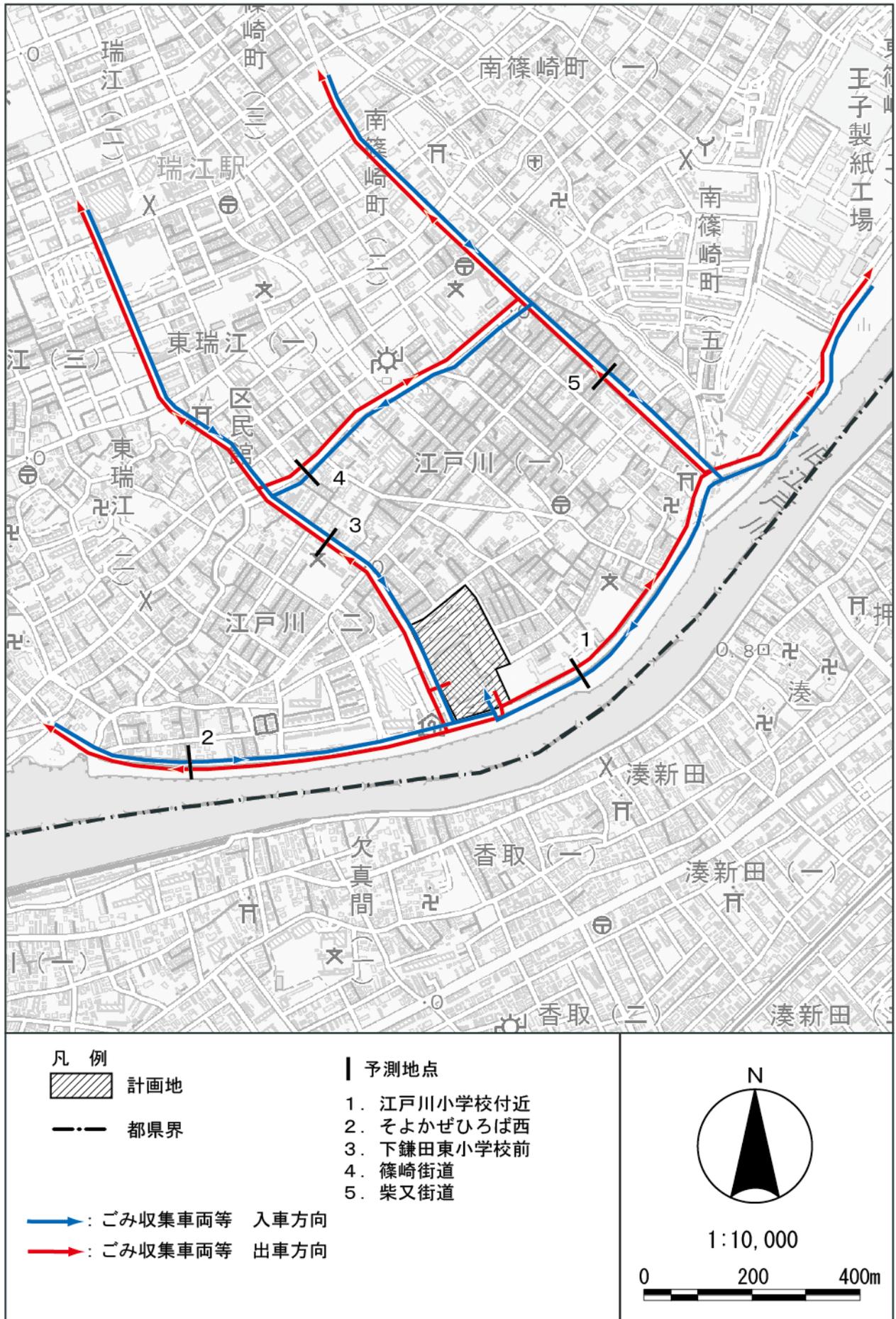


図 6.3-3 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動予測地点